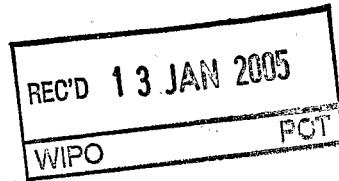


特許協力条約

発信人 日本国特許庁 (国際調査機関)

出願人代理人 曾我 道照 様
あて名 〒 100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際ビルディング 8階 曾我特許事務所



PCT
国際調査機関の見解書
(法施行規則第40条の2)
[PCT規則43の2.1]

発送日 (日.月.年)	11.1.2005
----------------	------------------

出願人又は代理人 の書類記号	FPI-12209	今後の手続きについては、下記2を参照すること。
-------------------	-----------	-------------------------

国際出願番号 PCT/JP2004/014347	国際出願日 (日.月.年) 30.09.2004	優先日 (日.月.年) 03.10.2003
-----------------------------	-----------------------------	---------------------------

国際特許分類 (IPC) Int. Cl⁷ B22D11/108, B22D11/111, C21C7/076

出願人 (氏名又は名称)

品川白煉瓦株式会社

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の不備
- 第VIII欄 国際出願に対する意見

2. 今後の手続き
国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日 16.12.2004	
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 中澤 登 電話番号 03-3581-1101 内線 6377
	4E 8727

第 I 欄 見解の基礎

1. この見解書は、下記に示す場合を除くほか、国際出願の言語を基礎として作成された。

- この見解書は、_____ 語による翻訳文を基礎として作成した。
それは国際調査のために提出された PCT 規則 12.3 及び 23.1(b) にいう翻訳文の言語である。

2. この国際出願で開示されかつ請求の範囲に係る発明に不可欠なヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下に基づき見解書を作成した。

- a. タイプ 配列表
 配列表に関連するテーブル
- b. フォーマット 書面
 コンピュータ読み取り可能な形式
- c. 提出時期 出願時の国際出願に含まれる
 この国際出願と共にコンピュータ読み取り可能な形式により提出された
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出された

3. さらに、配列表又は配列表に関連するテーブルを提出した場合に、出願後に提出した配列若しくは追加して提出した配列が出願時に提出した配列と同一である旨、又は、出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

4. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求の範囲	3	有 無
	請求の範囲	1,2	
進歩性 (IS)	請求の範囲		有 無
	請求の範囲	1-3	
産業上の利用可能性 (IA)	請求の範囲	1-3	有 無
	請求の範囲		

2. 文献及び説明

国際調査報告で引用された文献を以下に「文献1」～「文献3」と記す。

文献1：JP 10-501471 A(フォセコ、インターナショナル、リミテッド), 1998. 02. 10,
第5頁第1-4行, 第6頁第27行-第7頁第9行, 第8頁第2行-第9頁第17行
& WO 96/32216 A

文献2：JP 8-25007 A(住友金属工業株式会社), 1996. 01. 30,
請求項2, 段落【0014】-【0017】(ファミリーなし)

文献3：JP 11-10297 A(住友金属工業株式会社), 1999. 01. 19,
請求項1, 2, 段落【0032】(ファミリーなし)

1. 請求の範囲1、2

請求の範囲1に記載された発明は、文献1に記載されていることから新規性、進歩性を共に有しない。すなわち、文献1には連続铸造用の鑄型フラックスとして、
 酸処理黒鉛からなる膨張剤 0.3-1.5質量%
 カーボンブラック 0.1-1.5質量%
 澱粉(炭水化物) 0.1-1.0質量%
 炭素質材料(酸処理黒鉛、カーボンブラックを除く) 0-6.0質量%
 を含むものが示されており、これは本発明のモールドパウダーに相当する。

2. 請求の範囲3

請求の範囲3に記載された発明は、文献1、2に記載されていることから進歩性を有しない。

文献2にはカーボンブラックを0.7mass%以下、顔料を0.5mass%以上配合した連続铸造用着色パウダーが示されており、文献1に示される発明において顔料を添加して着色することに格別の困難性は見いだせない。

なお、文献3には、カーボンブラック、コークス粉、黒鉛、熱膨張性黒鉛を含む連続铸造用モールドパウダーが示されている。